

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市国民健康保険事業における財政の安定化を図るため、国民健康保険税の税率等を改定したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

青梅市国民健康保険税条例（平成10年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.00」を「100分の6.25」に改める。

第4条中「30,600円」を「33,000円」に改める。

第5条中「100分の1.95」を「100分の2.07」に改める。

第6条中「11,200円」を「12,000円」に改める。

第7条中「100分の1.85」を「100分の1.95」に改める。

第8条中「12,200円」を「13,100円」に改める。

第20条第1項第1号ア中「21,420円」を「23,100円」に改め、同号イ中「7,840円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「8,540円」を「9,170円」に改め、同項第2号ア中「15,300円」を「16,500円」に改め、同号イ中「5,600円」を「6,000円」に改め、同号ウ中「6,100円」を「6,550円」に改め、同項第3号ア中「6,120円」を

「6,600円」に改め、同号イ中「2,240円」を「2,400円」に改め、同号ウ中「2,440円」を「2,620円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,590円」を「4,950円」に改め、同号イ中「7,650円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「12,240円」を「13,200円」に改め、同号エ中「15,300円」を「16,500円」に改め、同項第2号ア中「1,680円」を「1,800円」に改め、同号イ中「2,800円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「4,480円」を「4,800円」に改め、同号エ中「5,600円」を「6,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。